

○尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成22年10月19日

条例第58号

尼崎市立図書館設置条例(昭和25年尼崎市条例第70号)の全部を改正する。

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市立図書館(以下「図書館」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する公立図書館(以下「公立図書館」という。)として図書館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 図書館の名称及び位置は、次表のとおりとする。

名称	位置
尼崎市立中央図書館	尼崎市北城内27番地
尼崎市立北図書館	尼崎市南武庫之荘3丁目21番21号

(事業)

第4条 図書館は、公立図書館としての目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料(法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料を一般公衆の利用に供すること並びにその利用に係る指導、助言及び相談に関すること。
- (3) 貸出文庫の運営に関すること。
- (4) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及びこれらの開催の奨励に関すること。
- (5) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供に関すること。
- (6) 学校、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。
- (7) 館報の発行及び頒布に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(立入りの禁止等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、図書館への立入りを禁止し、若しくは図書館からの退去を命じ、又は図書館資料の利用を禁止し、若しくは制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (3) 図書館資料を紛失し、損傷し、若しくは汚損し、又は図書館の施設若しくは付属設備その他の物件を汚損し、き損し、若しくは滅失させるおそれがある者
- (4) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反した者
- (5) その他教育委員会が図書館の管理上支障があると認める者

(損害賠償義務等)

第6条 図書館資料の利用者は、その責めに帰すべき理由により、図書館資料を紛失し、損傷し、又は汚損したときは、直ちに、その損害を賠償し、又は教育委員会が指定する図書館資料を引き渡さなければならない。

2 前項に定めるもののほか、図書館の利用者は、その責めに帰すべき理由により、図書館の施設又は付属設備その他の物件を汚損し、き損し、滅失させたときは、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(図書館の管理)

第7条 図書館(尼崎市立北図書館に限る。第9条、第11条及び第12条において同じ。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団

体(以下「法人等」という。)であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第8条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、教育委員会規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(指定管理者の選定)

第9条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、図書館の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

- (1) 一般公衆の平等な利用が確保されること。
- (2) 図書館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 図書館の管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、図書館の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第10条 教育委員会は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業(図書館資料の収集を除く。)の実施に関すること。
- (2) 図書館及び図書館資料の利用に関すること。
- (3) 図書館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定に従い、図書館の管理を行わなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条、第11条及び第12条の規定は、平成23年4月1日から施行する。